

証券コード 3020

発送日 令和7年6月10日

電子提供措置の開始日 令和7年6月4日

株 主 各 位

福岡市博多区東比恵三丁目3番1号

ア プ ラ イ ド 株 式 会 社

代表取締役会長兼社長 岡 義 治

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.applied-g.jp/ir-news/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アプライド」又は「コード」に当社証券コード「3020」を入力の上、検索ください。

「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日のご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、令和7年6月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和7年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市博多区東光二丁目22番15号
博多国際展示場&カンファレンスセンター 2階 会議室207
3. 目的事項
報告事項 第43期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役11名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本定時株主総会において、お土産のご用意はございません。

~~~~~

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使の方法については、以下の3つの方法がございます。

1 株主総会へ出席する場合



▶ 議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会日時

令和7年6月26日(木)

開 会：午前 10 時

2 議決権行使書を郵送する場合



▶ 各議案に対する賛否を
記入の上、投函

行使期限

令和7年6月25日(水)

午後5時到着

3 インターネットにより議決権を行使する場合



▶ 議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>
にて各議案に対する賛否を入力

行使期限

令和7年6月25日(水)

午後5時まで

インターネットによる議決権行使のご案内

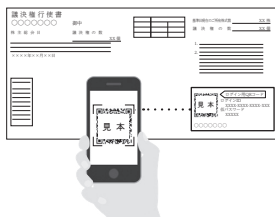
QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトログインすることが出来ます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

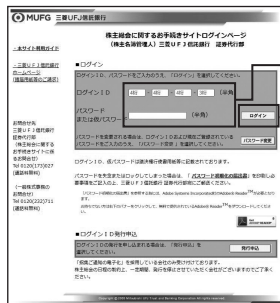
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、資源価格の高騰や円安による物価上昇が続く一方で、経済活動は緩やかに持ち直しの動きを見せました。しかしながら、地政学的リスクの長期化や、人件費をはじめとした各種コストの増加、貿易競争の激化懸念など、依然として先行きに対する楽観は許されない状況が続いております。

I T業界においては、Windows10のサポート終了に伴いパソコンの買い替え需要が顕在化し、個人ではセキュリティリスク回避、法人では省力化を目的とした設備投資といった底堅いI T需要が見られました。

こうした市場環境の変化を受け、当社では、安全性・効率性・堅牢性を重視した多様なデジタル化ニーズに対応すべく、自社開発のハードウェアやソリューションの提供、保守を含むI T導入のトータルサポートを推進しました。

全国26店舗を展開するコンピューター専門店「アプライド」では、オフィス向け製品に加え、特殊環境下にも対応可能な用途別オリジナルコンピューターのラインナップを拡充。I T導入支援、データ保守、セキュリティなどのソリューションを積極的に展開し、ビジネスフェアの開催やオンラインセミナーを通じた導入コンサルティングにより、売上拡大を図りました。

大学・官公庁向け販売を主軸とするS I営業部では、九州から東北まで25拠点を展開。機動力と技術力を活かし、最先端の研究開発環境の構築を提供すべく、地域に根差した営業活動を推進しました。

B to B販売を中心とする特機営業部では、取引先向け販売サイトと、独自の取引先管理システムを活用し、データ分析や活動管理を実施。コンピューターの増設・入れ替え需要の獲得、ならびに民間企業の研究開発・情報システム部門向けの販売を軸に、売上増加を図りました。

以上の結果、当事業年度における売上高は463億69百万円（前期比10.8%増）、利益面におきましては、経常利益は25億49百万円（前期比25.5%増）、当期純利益は16億63百万円（前期比43.2%増）となりました。

なお、売上高並びに経常利益及び当期純利益は、事業年度として過去最高を達成いたしました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は2億33百万円で、その主なものは、アプライド西福岡店の改装であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度においては、新たな資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は、継続的に成長し、利益体質を強化していくためには、企画・製造及び調達に携わる部門を重要な要素であると考え、その整備に注力してまいりました。

しかし、厳しさを増す環境下において、長期的に成長していくためには、財務基盤の充実とともに、さらなる事業の構築、営業部門の人員拡充と技術・サービスレベルの向上が併せて必要であり、今後も製造能力の増強、新規出店や既存店舗の改装及びIT人材育成など、有効な投資を積極的に行い、組織構造の強化を図ってまいります。

以上のような施策により、全社を挙げて業績の向上に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも、相変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 40 期 (令和4年3月期)	第 41 期 (令和5年3月期)	第 42 期 (令和6年3月期)	第 43 期 (令和7年3月期) (当期)
売 上 高 (百万円)	42,844	37,605	41,864	46,369
経 常 利 益 (百万円)	2,320	1,688	2,031	2,549
当 期 純 利 益 (百万円)	1,487	1,070	1,161	1,663
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	550.30	396.10	429.86	615.44
総 資 産 (百万円)	15,626	16,432	17,478	19,466
純 資 産 (百万円)	8,239	9,078	10,025	11,445

(注) 1. 記載金額は、表示金額未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。なお、期中平均株式数については、自己株式を控除して算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)シティ情報ふくおか	46 百万円	76.6 %	出版・総合プロデュース
(株) ハ ウ ズ	50	100.0	化粧品・雑貨販売

(7) 主要な事業内容（令和7年3月31日現在）

当社の主な事業は、以下のとおりであります。

- ① パソコンおよび周辺機器、デジタル関連商品の販売
- ② プライベートブランドP C・デジタル商品の企画開発・販売・卸
- ③ 研究開発向けH P Cの製造・販売
- ④ 国内および海外メーカーからの商品仕入れ調達・販売企画・宣伝
- ⑤ ネットワークシステムの構築保守、リモートサービス事業
- ⑥ A I ソリューション開発、システム開発
- ⑦ パソコンおよび関連商品の中古買取および再生販売

これらの事業について、直営店舗「アプライド」を通じて行うほか、インターネット通信販売事業、法人顧客を対象としたソリューション事業、流通・小売業者を対象とした卸販売事業を行っております。

(8) 主要な事業所及び工場（令和 7 年 3 月 31 日現在）

① 本社 福岡市博多区東比恵三丁目 3 番 1 号

② 店舗 26 店、事業所及び工場 7 拠点

福岡県	博多店、西福岡店、南福岡店（以上福岡市） 小倉店、黒崎店（以上北九州市） 久留米店（久留米市） ビジネス・ラボ、生産工場（以上福岡市）	6 店 2 拠点
熊本県	熊本店（熊本市）	1 店
大分県	大分店（大分市）	1 店
宮崎県	宮崎店（宮崎市）	1 店
鹿児島県	鹿児島店（鹿児島市）	1 店
広島県	広島西店（広島市）、福山店（福山市）	2 店
岡山県	岡山店（岡山市）、倉敷店（倉敷市）	2 店
愛媛県	松山店（松山市）	1 店
高知県	高知店（高知市）	1 店
香川県	高松店（高松市）	1 店
兵庫県	姫路店（姫路市）	1 店
大阪府	高槻店（高槻市） 大阪営業所（大阪市）	1 店 1 拠点
和歌山県	和歌山店（和歌山市）	1 店
京都府	京都店（京都市）	1 店
石川県	金沢店（野々市市）	1 店
愛知県	春日井店（春日井市）、一宮店（一宮市） 尾張旭店（尾張旭市） 名古屋事務所（名古屋市）	3 店 1 拠点
静岡県	静岡店（静岡市）	1 店
茨城県	筑波営業所（つくば市）	1 拠点
東京都	東京事務所（千代田区）	1 拠点
宮城県	仙台営業所（仙台市）	1 拠点

(9) 従業員の状況（令和7年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
388(215)名	5名減(11名増)	34.7歳	11.2年

(注)従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者及び契約社員を含む。）であり、臨時従業員数（人材会社からの派遣社員を除き、アルバイト及びパートタイマーを含む。）は、年間の平均人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

(10) 借入先の状況（令和7年3月31日現在）

借入先	借入額
(株)伊予銀行	168 百万円
(株)広島銀行	114
(株)西日本シティ銀行	98
(株)佐賀銀行	16

2. 会社の株式に関する事項（令和7年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,400,000株
(2) 発行済株式の総数 2,703,200株（自己株式269株を含む）
(3) 株主数 2,115名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
(株)パム	1,326,000 株	49.06 %
日本証券金融(株)	93,900	3.47
アプライド従業員持株会	93,340	3.45
内藤 征吾	80,500	2.98
岡 義治	80,000	2.96
(株)西日本シティ銀行	67,200	2.49
若杉 精三郎	31,200	1.15
神谷 渉三	24,500	0.91
坂井 雅実	23,600	0.87
上田 八木 短資(株)	20,600	0.76

(注)持株比率は自己株式269株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（令和7年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長兼社長	おか よし はる 岡 義 治	(株)シティ情報ふくおか代表取締役 (株)ハウズ代表取締役
常 務 取 締 役	さか い まさ み 坂 井 雅 実	(株)シティ情報ふくおか専務取締役
常 務 取 締 役	ほの き しん や 甫 木 眞 也	
常 務 取 締 役	う の たか ひろ 宇 野 敬 泰	
取 締 役	ふじ た ひろし 藤 田 宏	(株)シティ情報ふくおか取締役
取 締 役	おか み わ こ 岡 美 和 子	(株)シティ情報ふくおか取締役 (株)ハウズ取締役
取 締 役	おか さくら こ 岡 桜 子	(株)ハウズ取締役
取 締 役	やま ぐち けい すけ 山 口 圭 介	
取 締 役	まる やま まさ きみ 丸 山 正 公	
取 締 役	ぜん だ じゅん いち 善 田 順 一	
監 査 役（常勤）	すず き とおる 鈴 木 徹	
監 査 役	わた なべ よし ゆき 渡 邊 祥 行	
監 査 役	つ る ひろ ゆき 津 留 博 幸	(株)ワイシステムサポート非常勤監査役

(注)1. 取締役善田順一氏は、社外取締役であります。

2. 監査役渡邊祥行氏及び津留博幸氏は、社外監査役であります。

3. 監査役渡邊祥行氏及び津留博幸氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・監査役渡邊祥行氏は、金融機関における長年の経験と幅広い見識を有しております。

・監査役津留博幸氏は、金融機関における長年の経験と幅広い見識を有しております。

4. 当社は、取締役善田順一氏、監査役渡邊祥行氏及び津留博幸氏を東京証券取引所の規則に基づく独立役員として同所に届け出ております。

(2) 当事業年度の役員の異動

- ① 令和6年6月27日開催の第42回定時株主総会において、丸山正公氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- ② 令和6年6月27日開催の第42回定時株主総会をもって辞任された監査役金田博久氏の補欠として、監査役鈴木徹氏が選任され、就任いたしました。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外監査役津留博幸氏は、株式会社ワイシステムサポートの非常勤監査役を兼職しておりますが、同社と当社との間に特別な関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役として期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	ぜん だ じゅん いち 善 田 順 一	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、豊富なビジネス経験と知見を活かして適宜発言を行うなど、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督していただいております。
監 査 役	わた なべ よし ゆき 渡 邊 祥 行	当事業年度に開催された取締役会12回全てに、監査役会4回全てに出席し、金融機関で培った幅広い見識を活かして適宜発言を行っております。
監 査 役	つ る ひろ ゆき 津 留 博 幸	当事業年度に開催された取締役会12回全てに、監査役会4回全てに出席し、金融機関で培った豊富な知識を活かして適宜発言を行っております。

(4) 役員等賠償責任保険契約について

当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に関わる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給 人数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	賞与	非金銭報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	名 11 (1)	百万円 151 (2)	百万円 9 (一)	百万円 一	百万円 160 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	13 (4)	1 (一)	一	14 (4)
計 (うち社外役員)	14 (4)	165 (7)	10 (一)	一	175 (7)

(6) 報酬等についての定款または株主総会の定めに関する事項

当社は、定款において、取締役及び監査役の報酬等を株主総会の決議によって定めるとしており、平成12年6月30日開催の第18期定時株主総会において取締役の報酬限度額を年額300百万円以内（従業員兼務取締役に対する従業員給与相当額を除く）、監査役の報酬限度額を年額20百万円以内と決議いただいております。

なお、当該株主総会終結時点の取締役は11名、監査役は3名でございます。

(7) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、上記報酬限度額の範囲内において、代表取締役会長兼社長岡義治に対し、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会にてその妥当性等について確認しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33

(注) 1. 当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

また、監査役会は、会計監査人の業務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して、再任しないことが適切であると判断した場合は、当該会計監査人の不再任を株主総会の付議議案の内容とすることを決定する方針です。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 行動規範やコンプライアンス規程等を設け、取締役、従業員が、法令、定款その他社内規程及び社会規範等を遵守して職務を執行する体制の維持、向上を図る。
- ② 法令、定款その他社内規程及び社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として内部通報体制を整備し、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。
- ③ 取締役、監査役、内部監査部門は、協力してコンプライアンスに関する社員教育を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、稟議書、取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程、インサイダー取引防止規程、顧客情報管理規程等に従って適切に保存、管理する。
- ② 取締役及び監査役は保存、管理されている文書をいつでも閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に係る様々なリスクの顕在化を未然に防止し、万一リスクが顕在化した場合に迅速、的確に対応するため、各種リスク管理規程を整備してリスク管理体制の構築を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により付議基準に該当する事項はすべて取締役会に付議する。また、取締役会においては各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行う。
- ② 業務の適正な運営と効率化を図るため、職務権限規程や業務分掌規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化する。また、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築を図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の経営管理は、その自主性を尊重しつつ経理部及び総務部により、管理、指導を行う。
- ② アプライドグループ行動規範を制定して、経営基本理念やリスク管理基本方針、コンプライアンス基本方針等を共有する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務の執行の補助者を必要とするときは、内部統制室及び総務部に監査役の職務の執行の補助を依頼することができる。
- ② 監査役の求めにより監査役補助者として配置した場合の異動、懲戒、人事考課等については、監査役の意見を尊重する。

(7) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項

- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは監査役に報告する。
- ② 法令、定款に違反する行為を発見した場合、又はそのおそれがある場合は、監査役に報告する。
- ③ 内部統制室及び総務部の内部監査の結果は監査役に報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席することができ、議事録や稟議書等の重要な書類を閲覧し、取締役又は従業員に対してヒアリング等を行うことができる。
- ② 監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を行う。

(運用状況の概要)

「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は次のとおりです。

① コンプライアンスに関する取り組み

アプライドグループ行動規範に基づき、全役員・社員にコンプライアンス意識を浸透させるべく、社内研修の中で知識と意識の向上を図っております。また、コンプライアンスを所管する部署において、業務の適正性及各種法改正等の状況に応じて、社内規程等を適時適切に整備しております。

② リスク管理体制の強化

当社の「リスク管理規程」に従って、リスク管理を所管する部署は、業務プロセスや不正リスク等に関するレビューを実施し、各部署との情報共有を図るとともに、全社におけるリスク情報の迅速な報告体制を整備して適切に対応しております。

③ 財務報告に係る内部統制

内部監査計画に基づき、業務監査を実施し、業務が適正になされているかについて確認しております。

④ 監査役の監査体制

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、取締役会のほかその他重要な会議に出席して情報収集に努め、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないかなどを監査しています。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

内部留保資金の使途につきましては、財務体質の充実及び事業拡大のための新規出店の投資に役立ててまいります。

なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年9月末日を基準日として中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,869	流 動 負 債	7,299
現 金 及 び 預 金	5,617	支 払 手 形	11
電 子 記 録 債 権	25	買 掛 金	3,577
売 掛 金	7,179	1年内返済予定の長期借入金	89
商 品 及 び 製 品	774	リ ー ス 債 務	0
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	54	未 払 金	372
前 渡 金	0	未 払 費 用	123
前 払 費 用	80	未 払 法 人 税 等	544
未 収 入 金	10	契 約 負 債	2,382
未 収 消 費 税 等	184	預 り 金	14
そ の 他	2	賞 与 引 当 金	180
貸 倒 引 当 金	△60	製 品 保 証 引 当 金	1
		そ の 他	0
固 定 資 産	5,597	固 定 負 債	721
有 形 固 定 資 産	4,570	長 期 借 入 金	308
建 築 物	1,914	リ ー ス 債 務	2
構 築 物	109	長 期 未 払 金	406
工 具 、 器 具 及 び 備 品	144	長 期 預 り 保 証 金	4
土 地	2,384	負 債 合 計	8,020
リ ー ス 資 産	2	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	10	株 主 資 本	11,444
そ の 他	4	資 本 金	381
無 形 固 定 資 産	14	資 本 剰 余 金	899
ソ フ ト ウ エ ア	3	資 本 準 備 金	403
そ の 他	11	そ の 他 資 本 剰 余 金	496
投 資 そ の 他 の 資 産	1,012	利 益 剰 余 金	10,163
投 資 有 価 証 券	26	利 益 準 備 金	29
関 係 会 社 株 式	10	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,134
出 資 金	0	別 途 積 立 金	1,590
長 期 前 払 費 用	7	繰 越 利 益 剰 余 金	8,544
繰 延 税 金 資 産	410	自 己 株 式	△0
敷 金 及 び 保 証 金	535	評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
そ の 他	23	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
資 産 合 計	19,466	純 資 産 合 計	11,445
		負 債 純 資 産 合 計	19,466

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		46,369
売 上 原 価		36,697
売 上 総 利 益		9,672
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,168
営 業 利 益		2,504
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2	
受 取 手 数 料	6	
受 取 賃 貸 料	56	
受 取 保 険 金	2	
協 賛 金 収 入	2	
そ の 他	1	71
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3	
賃 貸 費 用	22	
そ の 他	0	26
経 常 利 益		2,549
税 引 前 当 期 純 利 益		2,549
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	772	
法 人 税 等 調 整 額	112	885
当 期 純 利 益		1,663

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
						別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	381	403	496	899	29	1,590	7,124	8,743	△0	10,024
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△243	△243		△243
当 期 純 利 益							1,663	1,663		1,663
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,420	1,420	△0	1,419
当 期 末 残 高	381	403	496	899	29	1,590	8,544	10,163	△0	11,444

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	0	0	10,025
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△243
当 期 純 利 益			1,663
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	1,419
当 期 末 残 高	0	0	11,445

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

- | | | | | | | | |
|-----------------------|---|----|-------|-----|-------|-----------|-------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | | | | | | | |
| (1) 関係会社株式 | 移動平均法による原価法 | | | | | | |
| (2) その他有価証券 | | | | | | | |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） | | | | | | |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 時価法 | | | | | | |
| 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | | | | | | | |
| (1) 商品、製品、原材料 | 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） | | | | | | |
| (2) 貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） | | | | | | |
| 4. 固定資産の減価償却の方法 | | | | | | | |
| (1) 有形固定資産（リース資産を除く） | 定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
<table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td>3～39年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>5～60年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>3～20年</td> </tr> </table> | 建物 | 3～39年 | 構築物 | 5～60年 | 工具、器具及び備品 | 3～20年 |
| 建物 | 3～39年 | | | | | | |
| 構築物 | 5～60年 | | | | | | |
| 工具、器具及び備品 | 3～20年 | | | | | | |
| (2) 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 | | | | | | |
| (3) リース資産 | 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 | | | | | | |
| 5. 引当金の計上基準 | | | | | | | |
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 | | | | | | |
| (2) 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 | | | | | | |
| (3) 製品保証引当金 | 製品の無償保証期間中の修理費用支出に備えるため、保証期間内の修理費用見込額を過去の実績率に基づき計上しております。 | | | | | | |

6. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。なお、顧客との契約に基づく履行義務のうち、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

顧客への商品及び製品の販売においては、主に店舗による販売を行っており、顧客との契約に基づき商品等を引き渡し履行義務を負っております。当該履行義務は、商品等の販売時点で顧客に当該商品等に対する支配が移転し履行義務が充足されると判断し、商品等を引き渡した一時点で収益を認識しております。代金は、商品等引渡し時点を中心に、概ね2ヶ月以内に受領しております。

顧客へのサービス提供においては、主に顧客への技術サポートを行っており、契約締結時に提供するサービスと契約期間にわたって提供するサービスが含まれております。取引価格は、サービスの提供実績等により算定した比率に基づいて配分しております。契約締結時に提供するサービスは、顧客が契約を締結した時にサービスが顧客に移転するため契約締結時に収益を認識し、契約期間にわたって提供するサービスは、履行義務が時の経過に応じて充足されるため、契約期間に応じて按分して収益を認識しております。代金は、顧客との契約に基づき、5年以内に回収しております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,570百万円
無形固定資産	14百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際して、各拠点の独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしており、各拠点の営業損益が過去2か年連続してマイナスとなった場合、各拠点の営業損益がマイナスであり翌期も明らかにマイナスとなる見込みの場合、固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは拠点閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候があるものとしております。

減損の兆候がある場合、グルーピングされた各拠点の固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るときには、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしています。

減損損失の認識及び測定に当たり、将来キャッシュ・フローの見積りは主に将来の売上予想及び将来の営業費用予想に基づき、正味売却価額は原則として不動産鑑定士による鑑定評価等に基づき決定しておりますが、将来計画や市場環境の変動等により、翌事業年度以降の計算書類において減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	4,668百万円
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。	
2. 受取手形割引高	0百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	6百万円
短期金銭債務	116百万円
4. 取締役及び監査役に対する金銭債務	
長期金銭債務	402百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	25百万円
仕入高	10百万円
その他	378百万円
営業取引以外の取引高	46百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,703,200	—	—	2,703,200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	152	117	—	269

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和6年6月27日 定時株主総会	普通株式	162	60	令和6年3月31日	令和6年6月28日
令和6年11月14日 取締役会	普通株式	81	30	令和6年9月30日	令和6年12月5日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和7年6月26日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	189	70	令和7年3月31日	令和7年6月27日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
会計方針の変更による累積的影響額	29百万円
貸倒引当金	18百万円
契約負債	2百万円
賞与引当金	54百万円
長期未払金	127百万円
減損損失	395百万円
その他	131百万円
繰延税金資産小計	761百万円
評価性引当額	△342百万円
繰延税金資産合計	418百万円
繰延税金負債	
建設協力金（受取利息）	7百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円
繰延税金負債合計	8百万円
繰延税金資産の純額	410百万円

2. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額は6百万円増加し、法人税等調整額は6百万円減少しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画等に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用し、また、運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、取引相手先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、その他有価証券として保有しており、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部は、固定金利による契約としており、金利変動リスクを回避しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、先物為替予約を利用してヘッジできる管理体制を構築しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握することで市場リスクを管理しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、決裁者の承認を得て行う管理体制を構築しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

科 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 売掛金(※2)	7,119 百万円	7,021 百万円	△97 百万円
(2) 投資有価証券	26	26	—
(3) 敷金及び保証金	535	423	△111
資産計	7,680	7,471	△209
(1) 長期借入金(※3)	398	398	—
負債計	398	398	—

(※1) 現金及び預金、電子記録債権、支払手形及び買掛金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 対応する貸倒引当金を控除しております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価			(単位：百万円)
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 その他	—	26	—	26

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (単位：百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
売掛金	—	7,021	—	7,021
敷金及び保証金	—	423	—	423
長期借入金	—	398	—	398

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

その他は相場価格を用いて評価しております。その他は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

売掛金

売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、信用リスクを加味した債権額を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、償還予定時期を見積み、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 4,234円56銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 615円44銭 |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和 7 年 5 月 23 日

ア プ ラ イ ド 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
福 岡 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	濱	村	正	治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久	原	明	夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アプライド株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月23日

アプライド株式会社 監査役会

常勤監査役 鈴木 徹 ㊞

社外監査役 渡 邊 祥 行 ㊞

社外監査役 津 留 博 幸 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、各事業年度の業績の状況と今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、健全な財務体質を維持するための内部留保にも配慮しつつ、株主の皆様への安定した配当を継続することを基本方針としております。第43期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の経営環境等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円、総額189,205,170円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和7年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

経営体制の強化充実を図るため、定款第18条（員数）の取締役の員数を10名以内から11名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（員 数） 第18条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	（員 数） 第18条 当社の取締役は、 <u>11</u> 名以内とする。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営基盤の強化、充実を図るために1名増員いたしたく第2号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 の 株 式 の 数
1	おか よし はる 岡 義 治 (昭和27年12月23日生) (再任)	昭和51年4月 三光電機㈸入社 昭和51年8月 山栄通商㈸入社 昭和52年6月 フクオカ電子パーツを個人創業 昭和57年9月 ㈸フクオカ電子パーツ (現アブライド㈸)設立 当社代表取締役社長 平成19年5月 ㈸シティ情報ふくおか代表取締役 (現任) 平成20年6月 当社代表取締役会長 平成21年7月 ㈸ブレビ (現㈸ハウス) 代表取締役 (現任) 平成21年11月 当社代表取締役会長兼社長 (現任)	80,000株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたる代表取締役としての豊富な経験に基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。今後も当社グループの持続的な成長と企業価値向上のため、引き続きその経営手腕とリーダーシップで当社グループ経営全般を牽引することができると判断し、取締役候補者としております。			
2	さか い まさ み 坂 井 雅 実 (昭和46年8月24日生) (再任)	平成7年4月 当社入社 平成13年10月 商品企画部次長 平成17年1月 執行役員社長室長 平成20年6月 専務取締役経営企画部長 平成23年6月 ㈸シティ情報ふくおか取締役 平成25年7月 常務取締役 令和元年6月 常務取締役 兼 ㈸シティ情報ふくおか 専務取締役 (現任) 令和4年10月 常務取締役生産事業部長 (現任) 兼 店舗システム営業部統括 (現任)	23,600株
【取締役候補者とした理由】 店舗責任者、商品企画部門での経験を積んだ後、長年にわたり経営企画部門で当社グループの経営に携わり、現在は当社の生産機能及び店舗技術部門を牽引しております。当社事業への理解及び高い専門性を経営に活かしてもらうため、取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 の 株 式 の 数
3	ほの き しん や 甫 木 眞 也 (昭和47年10月17日生) (再任)	平成7年4月 当社入社 平成18年6月 執行役員第5エリアマネージャー 平成19年10月 執行役員S I 事業部長 平成21年6月 取締役S I 事業部長 平成25年10月 常務取締役特機統括営業部長 平成31年3月 常務取締役経営企画部長 兼 店舗統括営業本部長 令和元年6月 常務取締役 兼 ㈱ハウズ取締役 令和5年4月 常務取締役特機統括営業部長 (現任) 令和6年4月 常務取締役外販営業本部長 (現任)	20,100株
【取締役候補者とした理由】 店舗、法人営業部門の責任者として経験を積んだ後、管理部門の責任者としての経験を経て、現職で法人営業部門を統括しております。変化の激しい市場において営業分野から当社の成長と発展に貢献しております。豊富な経験を経営に活かしてもらうため、引き続き取締役候補者としております。			
4	う の たか ひろ 宇 野 敬 泰 (昭和48年12月13日生) (再任)	平成9年4月 当社入社 平成24年4月 S I 東京営業部部长 平成28年4月 執行役員B to B 推進本部長 平成30年8月 執行役員S I 統括営業部長 兼 特機統括営業部長 令和元年6月 取締役 令和2年4月 常務取締役営業推進副本部長 令和5年4月 常務取締役広域システム営業部長 (現任)	10,200株
【取締役候補者とした理由】 S I 営業部および特機統括営業部の法人営業部門を牽引してきた経験を経て、新設部門の立ち上げを推進しております。客観的判断能力、先見性と豊富な営業現場での経験を経営に活かしてもらうため、引き続き取締役候補者としております。			
5	ふじ た ひろし 藤 田 宏 (昭和46年2月16日生) (再任)	平成6年4月 当社入社 平成23年11月 西日本特機事業部課長 平成25年5月 経営企画部総務部長 平成27年5月 会長室室長 平成27年6月 取締役会長室室長 兼 カンパニー推進本部長 兼 ㈱シティ情報ふくおか 取締役 (現任) 令和2年6月 取締役 (現任)	1,700株
【取締役候補者とした理由】 店舗、法人営業部門、経営企画、総務部門での経験を経て、取締役として長年にわたり当社グループの経営に携わってきました。当社の事業分野における専門知識と、関係者との幅広い人脈などを活かし、引き続き当社の経営に貢献してもらうため、取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 の 株 式 の 数
6	おかもわこ 岡 美 和 子 (昭和27年12月8日) (再任)	昭和63年9月 ㈱フクオカ電子パーツ (現アブライド㈱) 入社 平成元年6月 取締役社長室長 平成14年6月 専務取締役 平成19年5月 ㈱シティ情報ふくおか取締役 (現任) 平成19年6月 相談役 平成21年7月 ㈱プレビ (現㈱ハウズ) 取締役 (現任) 平成28年6月 取締役相談役 (現任)	0株
【取締役候補者とした理由】 管理体制の整備、人事戦略、社内制度を構築してきた経験から、当社グループ全体の業務を掌握しており、現職の取締役相談役として、当社の成長と発展に貢献しております。 経験の幅広さと知識を経営に活かしてもらうため、引き続き取締役候補者としております。			
7	おかさくらこ 岡 桜 子 (昭和62年11月3日) (再任)	平成23年5月 当社入社 平成27年5月 会長室副室長 兼 海外営業部マネージャー 兼 ㈱プレビ (現㈱ハウズ) プロジェ クトマネージャー 平成29年6月 取締役会長室副室長 兼 ㈱ハウズ取締役 (現任) 令和2年6月 取締役会長室長 (現任)	0株
【取締役候補者とした理由】 商品開発や企画等のプロジェクトリーダーを経て、取締役としての経験を積んでおります。 当社の事業分野における専門知識を有しており、事業内容を深く理解していることから、引き続きその高い見識を経営に活かしてもらうため、取締役候補者としております。			
8	やまぐちけいすけ 山 口 圭 介 (昭和51年8月19日生) (再任)	平成11年4月 当社入社 平成19年4月 金沢店店長兼マネージャー 平成21年6月 商品企画部次長 平成27年9月 特機統括営業部長 兼 海外営業部長 令和元年8月 総務部長 令和2年6月 執行役員総務部長 令和4年6月 取締役総務部長 (現任)	1,700株
【取締役候補者とした理由】 店舗、商品部、法人営業部の各部門にて要職を歴任し、当社の発展拡大に大きな貢献を積み重ねてまいりました。現在は取締役総務部長として当社グループの経営に携わり、コンプライアンスの浸透・徹底や働き方改革、及び人材育成を強く推進しております。当社の経営に関して幅広くかつ深い知見と想いを有しており、取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 の 株 式 の 数
9	まる やま まさ きみ 丸 山 正 公 (昭和40年3月30日生) (再任)	昭和62年4月 アルプス電気㈱ (現アルプスアルパイン㈱) 入社 平成6年2月 当社入社 平成7年5月 博多店店長 平成15年6月 経理課課長 平成19年6月 経営推進部次長 平成25年7月 経理部長 平成30年6月 執行役員経理部長 令和6年6月 取締役経理部長 (現任)	2,200株
【取締役候補者とした理由】 店舗運営の経験を経たのち、経理部として長年に亘り財務・経理等管理面から当社の企業価値向上に貢献しております。現在は取締役経理部長としてグループの経理業務を統括しており、今後もその高度な経理・財務知見を当社の更なる発展のために活かしてもらうべく、取締役候補者としております。			
10	はやし こう ぞう 林 幸 蔵 (昭和51年7月21日生) (新任)	平成11年4月 当社入社 平成31年4月 販売促進部部長 令和4年6月 執行役員販売促進部長 (現任) 兼 プログラム推進部長 兼 ひーな農園推進部長 (現任) 令和6年7月 ㈱シティ情報ふくおか販売推進部長 (現任) 兼 デジタルプロモーション事業部販売担当部長 令和7年4月 執行役員店舗営業本部長 (現任)	0株
【取締役候補者とした理由】 販売促進部の責任者として、店舗をはじめグループ全体の販売促進戦略の立案・運用など、新たな価値創出の立役者として貢献してまいりました。また、幅広い人脈と多角的なアイデアで、今後も当社の持続的な成長へ貢献が期待できる人材であり、豊富な経験と専門性を経営に活かしてもらうため、取締役候補者としております。			
11	ぜん だ じゅん いち 善 田 順 一 (昭和24年12月8日生) (再任) (社外)	昭和48年4月 戸田建設㈱入社 平成20年2月 同社九州支店支店次長 平成24年4月 戸田ビルパートナーズ㈱入社 九州支店支店長 令和3年6月 当社社外取締役 (現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 過去に会社の経営に直接関与したことはありませんが、人格、見識ともに優れ、また同氏がこれまで培ってきた豊富なビジネス経験と知見を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としております。同氏には、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡桜子氏は婚姻により秋山姓となりましたが、旧姓の岡で業務を執行しております。
3. 善田順一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。当社は、同氏について東京証券取引所の規則に基づく独立役員として同所に届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。なお、同氏の在任期間は本株主総会の終結の時をもって4年であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、当社の取締役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に関わる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役渡邊祥行氏は任期満了となり退任されます。

つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
さくら い くに ひろ 櫻 井 邦 博 (昭和37年1月5日生) (新任) (社外)	昭和60年4月 ㈱西日本銀行（現㈱西日本シティ銀行）入行 平成18年10月 同行都城支店長 平成21年5月 同行経営管理部主任調査役 平成22年5月 同行監査部主任調査役 平成25年5月 同行杷木支店長 平成28年5月 西日本ユウコー商事㈱ 熊本支店長（転籍） 令和4年7月 櫻井邦博社会保険労務士事務所開業 (現任)	0株
【社外監査役候補者とした理由】 金融機関における長年の経験と幅広い見識を有しており、社会保険労務士としての専門的な知見を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 櫻井邦博氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、監査役櫻井邦博氏を東京証券取引所の規則に基づく独立役員として同所に届け出ております。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は当社の監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に関わる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

《ご参考》

株主総会後の役員のスキルマトリックス（予定）

（注） 本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の役員のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

	企業経営	マーケティング 営業	財務 会計	研究開発 技術・製造	人材 マネジメント	リスク マネジメント	独立性
岡 義 治	●	●	●	●	●	●	
坂井 雅実	●	●	●	●		●	
甫木 眞也	●	●			●		
宇野 敬泰		●		●			
藤 田 宏	●	●			●		
岡 美和子	●	●			●		
岡 桜 子	●	●		●			
山口 圭介		●			●	●	
丸山 正公			●			●	
林 幸 蔵		●			●		
善田 順一		●	●			●	○
鈴 木 徹	●	●	●		●	●	
津留 博幸		●	●		●	●	○
櫻井 邦博		●	●		●	●	○

- （注） 1. 企業経営については、当社グループ会社を含む経営経験の有無を判断基準としております。
2. マーケティング・営業については、マーケティングや営業活動において業務従事や主管役員経験の有無を判断基準としております。
3. 財務・会計については、経理・財務、会計において業務従事や主管役員経験の有無を判断基準としております。
4. 研究開発・技術・製造については、研究開発、技術、製造において業務従事や主管役員経験の有無を判断基準としております。
5. 人材マネジメントについては、組織、人事、人材開発において業務従事や主管役員経験の有無を判断基準としております。
6. リスクマネジメントについては、リスクマネジメント、法務、CSR関連において業務従事や主管役員経験の有無を判断基準としております。

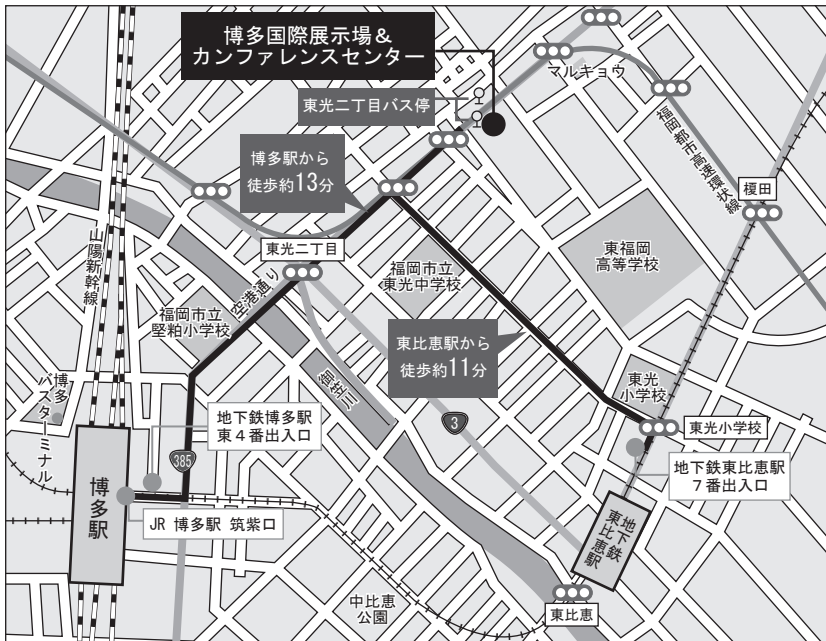
以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：福岡市博多区東光二丁目22番15号
博多国際展示場&カンファレンスセンター
2階 会議室207
TEL:092-441-9781



◎交通のご案内

■福岡空港より

「福岡空港国内線ターミナル南」バス停より快速で約8分（3停）

「東光二丁目」バス停より徒歩約1分

■博多駅より

筑紫口／東4番出入口より徒歩約13分

博多バスターミナル1階14番のりばより約4分（2停）

「東光二丁目」バス停より徒歩約2分

■地下鉄東比恵駅より

7番出入口徒歩約11分